

## 保育士修学資金貸付の概要

### 1. 概要

青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、青森県内の保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、保育士の資格取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付を行います。

### 2. 貸付対象者（以下の全ての条件に該当することが必要です。）

- ・青森県内に住民登録をしている方
- ・青森県内の養成施設に在学している方
- ・青森県内の養成施設卒業後、保育士として県内従事する意欲のある方
- ・経済的な理由により貸付が必要な方

### 3. 貸付内容

	貸付内容等	
	一般枠	生活費加算枠
対象者	優秀な学生であって、家庭の経済状況から真に貸付が必要な者	優秀な学生であって、家庭の経済状況が生活保護受給世帯の者又はこれに準ずる者
基本額 (学費相当)	月額 5 万円以内	月額 5 万円以内
入学準備金	20 万円以内（貸付の初回に加算）	20 万円以内（同左）
就職準備金	20 万円以内（卒業時に加算）	20 万円以内（同左）
生活費加算		保育士修学資金等貸付事業実施要綱第 6 条参照

### 4. 貸付決定方法

青森県社会福祉協議会において審査を行い、貸付の可否を決定します。

### 5. 返還免除（以下の全ての条件に該当することが必要です。）

- (1) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士として登録
- (2) 保育士として、青森県内(国立児童自立支援施設等(別表 1)において従事する場合は、全国の区域。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）において業務に従事する場合は、青森県及び当該被災県。）の従事先施設等(別表 2)において児童の保護等の業務に 5 年間（過疎地域において業務に従事した場合、又は中高年離職者が業務に従事した場合は 3 年間）継続して従事。

※過疎地域とは、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域をいいます。

※中高年離職者とは、入学時に 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内の者をいいます。

## 6. 連帯保証人

貸付を受けようとする場合は、債務を負担する能力のある連帯保証人が必要です。

貸付申込者が未成年である場合の連帯保証人は貸付申込者の法定代理人となります。

ただし、貸付申込者が児童養護施設等に入所している等により、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合は、児童養護施設等の施設長の意見書等により、貸付を行うことで貸付申込者の修業環境の確保が図られる場合には、保証人は法定代理人以外の方でも差し支えありません。

## 7. 他の貸付金等との併給

生活福祉資金や母子寡婦福祉資金など、国庫補助で実施されている貸付事業との併給はできません。

日本学生支援機構の奨学金や日本政策金融公庫の教育ローンについては、個別の経済的状況から併給することがやむを得ない場合は併給が可能です。ただし、保育士修学資金の返還が必要となった場合は、両方の貸付金を同時に返還していただくこととなりますので、貸付を希望する場合はご注意ください。

なお、貸付の趣旨が異なる他の制度（例：ひとり親家庭自立支援給付金）との併給は可能です。

## 8. 生活保護世帯に属する者等に対する生活費加算について

### (1) 制度の目的

生活保護世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者が養成施設への進学を希望する場合に、通常の貸付内容に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用を上乗せして貸与することにより、生活の安定に資する資格の取得を支援しようとするものです。

### (2) 貸付対象者（以下のいずれかの条件に該当する方が対象となります。）

① 貸付申請時において生活保護受給世帯に属する方であって、養成施設に在学する方  
（ただし、養成施設への進学後は生活保護の適用がないことが前提です。）

② 申込者（申込者が被扶養者の場合は扶養者）が前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた方

ア) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税

イ) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免

ウ) 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免

エ) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

### (3) 貸付申込方法

① 貸付の申込は、基本的に一般の貸付申請と同時に行います。申込後は、本会において審査を行い、貸付の可否を決定します。

ただし、生活保護受給世帯に属する方が養成施設への進学を希望する場合は、入学前に申込みを受け付けておりますので、担当ケースワーカーへご相談の上、直接県社協までお申込みください。

② 生活保護受給世帯に属する方の貸付申請に係る審査については、担当の福祉事務所から意見を伺います。

### (4) その他の留意事項

① 貸付を受けようとする場合は、一般枠と同様に連帯保証人が必要です。

② 生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。この制度を活用する場合は、あらかじめ担当の福祉事務所のケースワーカーに相談する必要があります。

## 別表 1

- ア 児童福祉法第 7 条に規定する「児童自立支援施設」のうち、国立施設
- イ 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設
- ウ 肢体不自由児施設「整肢療護園」
- エ 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」

## 別表 2

- ア 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第 4 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第 7 条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第 12 条の 4 に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第 18 条の 6 に規定する「指定保育士養成施設」
- イ 学校教育法第 1 条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
  - ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
  - ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第 34 条の 8 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による届出を行ったもの
- キ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの
- ク 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ケ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
  - i) 法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設
  - ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
  - iii) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
  - iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
  - v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
- コ 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業